

第 1 4 号議案

職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

職員等の旅費に関する条例（昭和 3 2 年長岡京市条例第 9 号）、教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和 2 8 年長岡京市条例第 7 号）及び長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年長岡京市条例第 1 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国内外の経済社会情勢の変化への対応等のため国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）が一部改正されたことを踏まえ、本市における職員等に対する旅費の計算等に関する規定を見直すため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例（昭和32年長岡京市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。</u> (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 旅行 本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域（以下この号において「本邦」という。）<u>又は本邦と本邦以外の領域（公海を含む。以下この号及び第20条において「外国」という。）との間における旅行並びに外国における旅行をいう。</u> (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（<u>任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (3) 【略】 (4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、<u>その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</u> (5) 家族 職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様</u>	(目的) 第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等（他の条例に旅費を規定された職員を除く。）</u>に対し支給する旅費に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u> (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 旅行 本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域における旅行をいう。 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (3) 【略】 【加える】 (4) 扶養親族 職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に</u>

改正後	改正前
<u>の事情にある者を含む。次号及び次条第２項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</u> (6) 【略 号の繰下げ】 【削る】 【削る】 【削る】 (旅費の支給) 第３条 【略】 ２ 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号、次項及び第１８条において「退職等」という。）となつた場合（当該退職	<u>ある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</u> (5) 【略】 ２ この条例において「何級の職務」という場合は、長岡京市職員給与に関する条例（昭和２６年長岡京市条例第１１号）第３条に規定する職務により次のとおり区分するものとする。 (1) ６級以上の職務 行政職給料表(1) ６級以上の職務 (2) ３級以上の職務 行政職給料表(1) ５級以下３級以上の職務、行政職給料表(2) ３級以上の職務及び医療職給料表 ４級以上の職務 (3) ２級以下の職務 行政職給料表(1) ２級以下の職務、行政職給料表(2) ２級以下の職務及び医療職給料表 ３級以下の職務 ３ この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域）をいう。 ４ この条例において「何km」という場合に特に片道と規定なきものは、始発地から目的地を経て元の始発地までの延長距離をいうものとする。 (旅費の支給) 第３条 【略】 ２ 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合には、当該職員

改正後	改正前
<u>等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)</u>には、当該職員 (2) 【略】 (3) <u>職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</u> 3・4 【略】 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため、既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で、市長が定めるものを旅費として支給することができる。</u> 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。</u> （旅行命令等） 第4条 旅行は、<u>旅行命令権者</u>の発する旅行命令又は旅行依頼（以下<u>この条及び次条において「旅行命令等」という。</u>）によつて行わなければならない。 2 【略】 3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等の変更をする必要があると認める場合</u>	(2) 【略】 【加える】 3・4 【略】 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>その出発前に旅行を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で、市長が定めるものを旅費として支給することができる。</u> 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。</u> （旅行命令等） 第4条 旅行は、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。 2 【略】 3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等を変更する必要があると認める場合に</u>

改正後	改正前
で、<u>前項の規定に該当する場合</u>には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更を</u>することができる。 4 旅行命令権者は、<u>旅行命令等</u>を発し、又は<u>その変更をする</u>には、旅行命令簿又は旅行依頼書（以下<u>この条において「旅行命令書等」という。</u>）に<u>規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない</u>。ただし、旅行命令書等に<u>当該事項の記載又は記録をする</u>いとまがない場合には、<u>この限りでない</u>。 5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u> 【削る】 （旅行命令等に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2・3 【略】 （旅費の<u>種目</u>） 第6条 旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>とする。 【削る】 【削る】	は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更する</u>ことができる。 4 旅行命令権者は<u>旅行命令等</u>を発し、又は<u>これを変更する</u>には、旅行命令簿又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）<u>を交付してこれを</u>しなければならない。ただし、旅行命令書等<u>を交付する</u>いとまがない場合には、<u>口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。</u> 5 <u>旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等を当該旅行者に交付しなければならない。</u> 6 <u>旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。</u> （旅行命令等に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2・3 【略】 （旅費の<u>種類</u>） 第6条 旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とする。 2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> 3 <u>船賃は、水路旅行について路程に応じ</u>

改正後	改正前
【削る】	<u>旅客運賃等により支給する。</u>
【削る】	<u>4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。</u>
【削る】	<u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1 km当たりの定額又は実費額により支給する。ただし、公用車を使用する場合には支給しない。</u>
【削る】	<u>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u>
【削る】	<u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u>
【削る】	<u>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u>
【削る】	<u>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u>
【削る】	<u>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u>
【削る】	<u>11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u>
（旅費の計算）	（旅費の計算）
第7条 旅費は、 <u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第16条までの規定に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u>	第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の <u>旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u>
【削る】	第8条 旅費計算上の旅行日数は、 <u>旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400 km、水路旅行にあつては200 km、陸路旅行にあつては5</u>

改正後	改正前
【削る】 (旅費の請求手続) <u>第8条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な<u>資料</u>を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下<u>この条及び第24条</u>において「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な<u>資料</u>の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る<u>旅費</u>のうちその<u>資料</u>を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた<u>部分</u>の支給を受けることができない。 2・3 【略】 <u>4</u> 支払担当者等は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に	<u>0 kmについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</u> <u>2</u> 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。 <u>3</u> 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。 <u>第9条</u> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (旅費の請求手続) <u>第10条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な<u>書類</u>を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な<u>書類</u>の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る<u>旅費額</u>のうちその<u>書類</u>を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた<u>部分の金額</u>の支給を受けることができない。 2・3 【略】 【加える】

改正後	改正前
<u>対し支出する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u> <u>5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類又は記載事項並びに第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、市長が定める。</u> <u>(鉄道賃)</u> <u>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これに類するものをいう。第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>(1) 運賃</u> <u>(2) 急行料金</u> <u>(3) 寝台料金</u>	<u>4 第1項に規定する請求書の様式並びに必要な書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は市長が定める。</u> <u>(鉄道賃)</u> <u>第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。</u> <u>(1) 乗車に要する運賃</u> <u>(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金</u> <u>ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100km以上（普通急行列車を運行しない線路にあつては、片道50km以上）の場合には、特別急行料金</u> <u>イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合には、普通急行料金</u> <u>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100km以上（普通急行列車を運行しない線路にあつては、片道50km以上）の場合には、前2号に掲げる運賃及び料金のほ</u>

改正後	改正前
<u>(4) 座席指定料金</u> <u>(5) 特別車両料金（市長が特に必要と認める場合に限る。）</u> <u>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用（船賃）</u> <u>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>(1) 運賃</u> <u>(2) 寝台料金</u> <u>(3) 座席指定料金</u>	<u>か、座席指定料金</u> <u>(4) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路であつても、特別車両料金は支給しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。</u> <u>（船賃）</u> <u>第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。</u> <u>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</u> <u>ア 6級以上の職務にある者については、上級の運賃</u> <u>イ 3級以上の職務にある者については、中級の運賃</u> <u>ウ 2級以下の職務にある者については、下級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</u> <u>ア 6級以上の職務及び3級以上の職務にある者については、上級の運賃</u> <u>イ 2級以下の職務にある者については、下級の運賃</u> <u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅</u>

改正後	改正前
(4) <u>特別船室料金（市長が特に必要と認める場合に限る。）</u> (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。</u> <u>（航空賃）</u> 第11条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>座席指定料金</u> (3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とす</u>	<u>行の場合には、その乗船に要する運賃</u> (4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金</u> (5) <u>6級以上の職務及び3級以上の職務にある者が、第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか特別船室料金</u> (6) <u>6級以上の職務及び3級以上の職務にある者が、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金</u> <u>（航空賃）</u> 第12条の2 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u>

改正後	改正前
<u>る。</u> <u>(その他の交通費)</u> <u>第12条</u> <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u> <u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u> <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> 【削る】	<u>(車賃)</u> <u>第13条</u> <u>車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u> <u>2 車賃は全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u> <u>3 前項の規定により通算した路程に1km未滿の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> <u>4 100km未滿の旅行における車賃は、前3項の規定にかかわらず実費額とする。</u> <u>(日当)</u> <u>第14条</u> <u>日当の額は、別表の定額による。</u>

改正後	改正前
(宿泊費) <u>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。第15条において「財務省令」という。）別表第2の規定（次条及び第17条において「宿泊費基準額」という。）を準用する。この場合において、同表中「指定職職員等」とあるのは「常勤特別職」と、「職務の級が十級以下の者」とあるのは「常勤特別職以外の職員等」と読み替えるものとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> (包括宿泊費) <u>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に對する一体の対価として支払われる費用</u>	<u>2 鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず1,000円とする。ただし、旅行が引き続き4時間未満の場合については500円とする。</u> <u>3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4km、水路2kmをもつてそれぞれ陸路1kmとみなして前項の規定を適用する。</u> <u>4 公用車を使用する陸路旅行にあつては、前2項中「鉄道」とあるのを「公用車」と読み替えて、前3項の規定を適用する。</u> (宿泊料) <u>第15条 宿泊料の額は、別表の定額による。</u> <u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u> 【加える】

改正後	改正前
<u>とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u> <u>(宿泊手当)</u> <u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その一夜当たりの定額については、財務省令別表第3の規定を準用する。</u> 【削る】 <u>(転居費、着後滞在費、家族移転費)</u> <u>第16条 転居費、着後滞在費及び家族移転費の支給額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の定めるところに準じて、その都度市長が定める。</u> <u>(市内旅行の旅費)</u> 第17条 【略】 2 市内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を必要とする場合には、<u>宿泊費基準額</u>の範囲内の実費額を支給することができる。 【削る】 <u>(退職者等の旅費)</u> 第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、<u>退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅</u>	【加える】 <u>(食卓料)</u> <u>第16条 食卓料の額は、別表の定額による。</u> <u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほか</u> <u>に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食卓を要する場合に限り支給する。</u> <u>(移転料、着後手当、扶養親族移転料)</u> <u>第16条の2 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の定めるところに準じて、その都度市長が定める。</u> <u>(市内旅行の旅費)</u> 第17条 【略】 2 市内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を必要とする場合には、<u>別表の定額</u>の範囲内の実費額を支給することができる。 <u>3 旅行の目的地が規則で定める地域である場合は、第6条第6項の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、その旅行に要する実費額のみを支給する。</u> <u>(退職者等の旅費)</u> 第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、<u>次に掲げる旅費とする。</u>

改正後	改正前
<u>行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> 【削る】 【削る】 2 <u>前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u> 3 <u>市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u> (遺族等の旅費) 第19条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、<u>出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> 【削る】 【削る】	(1) <u>職員が出張中に退職等となつた場合には、次に掲げる旅費</u> ア <u>退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費</u> イ <u>退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u> (2) <u>職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u> 【加える】 【加える】 (遺族の旅費) 第19条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、<u>次に掲げる旅費とする。</u> (1) <u>職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務担当の旅費</u> (2) <u>職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務担当の旅費</u>

改正後	改正前
【削る】 (外国旅行の旅費) <u>第20条</u> 外国に旅行する場合の旅費及び支給方法は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</u>の定めるところに準じて、その都度市長が定める。 <u>(旅費の支給額の上限)</u> <u>第21条</u> 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、<u>第7条、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> <u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> (旅費の調整) <u>第22条</u> 任命権者は、<u>旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合</u>その他旅行における特別の事情により<u>又は</u>旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には<u>不当に旅行の実費を超えた旅費</u>又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費	<u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による。同順位者がある場合には年長者を先にする。</u> (外国旅行の旅費) <u>第19条の2</u> 外国に旅行する場合の旅費及び支給方法は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の定めるところに準じて、その都度市長が定める。</u> 【加える】 (旅費の調整) <u>第20条</u> 任命権者は<u>旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合</u>その他<u>当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合</u>には<u>不当に旅行の実費を超える旅費</u>又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合

改正後	改正前
を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない<u>ことができる。</u> 2 【略】 3 <u>任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。</u> <u>第23条 【略 条の繰下げ】</u> (旅費の返納) <u>第24条 支払担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。</u> 2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u> (規則への委任) <u>第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない。 2 【略】 【加える】 <u>第20条の2 【略】</u> 【加える】 (実施規定) <u>第21条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

別表を削る。

(教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和28年長岡京市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第5条 委員が職務のために出張したときは、費用弁償として<u>職員等の旅費に関する条例(昭和32年長岡京市条例第9号)の適用を受ける職員の例により常勤特別職に相当する旅費額を支給する。</u>	第5条 委員が職務のために出張したときは、費用弁償として<u>議会の議長等の例による。</u>

(長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年長岡京市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当</u> とする。 2・3 【略】	(費用弁償) 第4条 費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u> とする。 2・3 【略】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項、第18条及び第19条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の委任)

- 5 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。